

住宅リフォーム費用の一部補助（前期分）

市民が住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象(全てに該当)

- ①申請および補助決定前に着工・着手していない
- ②対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない
- ③市内の施工・設計業者に発注する
- ④市内の対象住宅に居住している
※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ。
- ⑤工事・設計費が税抜き 20 万円以上である
- ⑥令和 8 年 2 月末日までに完了する
- ⑦市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない
- ⑧市のほかの助成制度による補助対象工事でない
- ⑨下記の対象工事・設計に該当すること

▼対象工事・設計

- ・改築工事／住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事／住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張り替えなど
- ・設備工事／キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなどを改修する工事
- ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
- ・設計業務／上記の工事を行うための調査・設計業務
※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

▼補助額

工事および設計費(税抜き)の 5%相当額(上限 10 万円)
※ 1,000 円未満切捨て(予算の範囲内)。

▼申込方法

申請書と見積書のコピーを持参の上、窓口へ。

受付 4 月 23 日(水)から 5 月 2 日(金)までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土曜、日曜、祝日は除く。

※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(先着順ではありません)。

※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572



固定資産税資料の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳(名寄帳)を、つぎの期間、無料で縦覧・閲覧することができます。

期 間 4 月 1 日(火)から 6 月 2 日(月)までの午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土曜、日曜、祝日を除く。

※固定資産課税台帳(名寄帳)は通年閲覧できますが、期間外に閲覧する場合は手数料がかかります。

場 所 税務課

対 象 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧／固定資産税の納税者とその同居の親族または納税管理人
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧／固定資産税の納税義務者とその同居の親族または納税管理人、
借地借家人

持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの、借地借家人は賃貸借契約書
※上記対象以外の人は委任状が必要です。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 136

環境課からのお知らせ

問合せ 環境課 ☎(48) 0331

住宅用太陽光発電システム設置補助

▼対象(つぎの全てに該当すること)

- ①市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に、初めて太陽光発電システムを設置する
※店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上。
- ②工事着工前に申請すること
- ③ 4 月 1 日以降に工事契約を締結し、令和 8 年 2 月 28 日までに工事が完了すること
- ④市税などの滞納がないこと
- ⑤対象住宅および敷地が建築基準法や都市計画法などの関係法令に違反がないこと
- ⑥対象工事が、市のほかの助成制度を利用していないこと
※下記に該当する場合は対象外です。
①賃貸住宅および集合住宅
②太陽光発電システムが設置されている住宅を購入
③法人が申請する場合

▼補助額

- ・太陽光発電システム 1kw あたり 20,000 円(上限 80,000 円)
- ※太陽電池モジュールの最大出力値。

▼申込み

- ・着工前に申請書と下記添付書類を持参の上、窓口へ
- ※郵送不可。
- ・受付 5 月 14 日(水)午前 8 時 30 分から(申込み順)

○添付書類

- ・①工事の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し
- ・②設置工事着手前の現況写真(撮影日記載のもの)
- ・③設置する場所の略図
- ・④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ・⑤市税などの滞納がないことを証する書類
- ・※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者(設置者)本人が記入してください。

合併処理浄化槽設置費の一部補助

▼補助限度額

- ・5 人槽／53 万 2 千円 ・7 人槽／55 万 8 千円 ・10 人槽／60 万 4 千円

▼対象地域

浄化槽処理促進区域

▼対象

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象となりません。

※着工前に申請が必要です。また、そのほかの条件により補助の対象とならない場合がありますので、事前に担当までご確認ください。

▼申込み

受付 5 月 19 日(月)から(申込み順)

※詳細は、お問合せいただくか、市ホームページをご確認ください。

ポイ捨ても不法投棄です

不法投棄と聞くと、空き地や空き家などに冷蔵庫やテレビを捨てていくようなイメージを持つ人がいるかもしれませんが、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てであっても不法投棄であることに変わりありません。ごみの大小にかかわらず、ごみは責任をもって、正しく処分しましょう。

▼ポイ捨てが及ぼす悪影響

- ・ごみの有害物質が、水質汚染や土壌汚染の原因になります。
- ・悪臭を放ち、生活環境が悪化します。
- ・たばこの場合、火災につながるおそれがあります。
- ・景観が損なわれ、さらなるポイ捨てを助長します。

▼ポイ捨てされないために

不法投棄は犯罪ですが、捨てた人がわからない場合、そのごみは土地管理者などの責任で処分しなければなりません。土地管理者などは捨てられないような環境作りが大切です。こまめな草刈りの実施や、柵・防犯灯・防止看板を設置するなどが対策として考えられます。